

愛媛県教育委員会 7 月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

平成29年 7 月18日（火）午後 2 時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 出席者

教育長 井上 正 委 員 関 啓三 委 員 攝津眞澄

委 員 丹下敬治 委 員 清水慶子 委 員 富永誠司

3 欠席委員

なし

4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 大島修一

指導部長 長井俊朗

教育総務課長 吉田慶治

教職員厚生室長 越智秀明

生涯学習課長 芝 暢彦

文化財保護課長 佐川昌三

文化財保護課文化財専門監 谷若倫郎

保健体育課長 加藤哲也

義務教育課長 川崎 豊

高校教育課長 和田真志

人権教育課長 小黒裕二

特別支援教育課長 中村徹男

義務教育課主幹 山内 孔

義務教育課指導主事 澤田美和

特別支援教育課担当係長 二神 博

5 会議の概要

(1) 開 会（午後 2 時00分）

（教育長） ただいまから教育委員会 7 月定例会を開会いたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は所定の席で、静粛に傍聴をお願いいたします。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

（教育長） 始めに、委員の皆さんに提案させていただきます。

議案第32号で道徳の小学校用教科書採択基準及び選定資料の案件が付議されております。教科書採択に係る審議に際しましては、必要と判断される場合には審議を非公開としてきましたが、本年度は静ひつな環境が確保されていますので、審議を公開しても問題ないと思いますが、いかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、議案第32号の平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助についての審議は公開で行うこととします。

（教育長） 次に、本日の議案のうち、議案第34号から議案第36号までの委員の委嘱等 3 件、並びに議案第37号及び議案第38号の教職員の報賞 2 件につきましては、いずれも人事案件であることから、審議を非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

(教育長) それでは、そのようにさせていただきます。公開案件を審議することといたします。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

(2) 6月定例会議事録の承認

(教育長) それでは、6月定例会議事録の承認についてお諮りをいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。続きまして教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○平成29年6月定例県議会質問及び答弁要旨について

(教育長) 平成29年6月定例県議会質問及び答弁要旨について、副教育長から報告願います。

(副教育長) 去る6月15日から同月28日にかけて、6月定例県議会が開催されましたので、その質疑の概要につきまして御報告申し上げます。

まず、本会議の状況につきましては、教育委員会関係では8名の議員から33件という非常に多くの質問がございました。以下、主な質疑について報告をさせていただきます。

部活動の指導が教員の長時間勤務の要因の一つとされる中、県として、教員の多忙化解消にどのように取り組んでいくのかとの質問がございました。答弁としましては、国の部活動指導員制度の本県での活用に向け、6月補正予算案に「民活運動部活動支援事業」を計上し、指導員の身分の取扱いや人材確保等の課題を検証するため、中学、高校のモデル校5校に民間のスポーツ指導者を指導員として配置し、実技指導や対外試合等の引率に当たらせるほか、プロスポーツ団体と連携して、競技力強化の取組などの実践研究を予定しており、そうした取組により得られたノウハウや成果、あるいはスポーツ庁が本年度末を目途に策定することとしているガイドライン等を踏まえ、指導体制構築の在り方や推進方策等を検討し、教員多忙化解消につなげてまいりたい旨の答弁を教育長からいたしました。

また、その他の質疑として、今治圏域における重度心身障がい児等の教育的ニーズを踏まえた対応や、「愛媛／松山ミュージアムストリート連絡協議会」の活動を通じた県美術館への新たな来館者獲得への取組について、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールに指定された宇和島水産高校と今治工業高校における人材育成の取組について、学芸員の役割と活用について、公立小中学校のトイレの洋式化や、教員の長時間勤務の改善についての質問がございました。

さらに、県立学校の公費会計と私費会計の負担区分について、県立学校等への冷房設置等について、特別支援学校の教育環境について、新採教員の自家用車通勤について、児童生徒の自殺防止に資する取組につい

での質問もございました。

次に、6月26日に開催された文教警察委員会の概要につきましては、6月補正予算に計上しました「民活運動部活動支援事業」や、「教職員業務改善モデル事業」に関する質疑、これについては、教員の長時間労働の現状をしっかりと検証し、他県の状況も踏まえ、働き方改革につなげてほしいとの提案が委員の方からありました。また、公立学校教員の人材確保、学校における熱中症対策のほか、県立高校入試における障がいのある生徒への配慮、特別支援教育の充実についての質疑もございました。

以上でございます。

(教育長) ただいまの説明について、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(丹下委員) 教員の多忙化解消に向けて、「民活運動部活動支援事業」をモデル校5校で実践されるということでもいいことだと思います。

指導員の任務の取扱いですが、これまでは引率は現職の教諭でないとできないということでしたが、そういうこともできるということで、生徒数が減少して、教員の数も減っている、併せて部活動の精選をしなければならない状況がある中で、こういう支援員が学校に配置されると、ぎりぎりの教員で部活動の指導をしていたものが緩和されていいことだと思うのですが、決して強豪校にするということではなくて、やはり、部活動の意義をしっかりと捉えて指導していただけたらと思います。

(保健体育課長) 現在、本事業に取り組みたいとの希望が、中学校5校、高校9校から出されています。これまでの外部指導者と異なり、学校の職員として雇用した上で部活動指導に当たっていただくこととしており、時間数も、外部指導者より格段に多くなりますので、学校の取組方針等をしっかりとヒアリングするとともに、地域バランスなどを考慮しながら、モデル校を選定したいと考えています。

このモデル校での取組によって、競技力の向上、教員の負担軽減等、部活動の更なる充実を図っていくこととしており、担当教諭の指導の下、部活動を単独で指導したり、対外試合に引率をしたりする中で、課題を抽出し、対策についても検討・実施いただきながら、その内容を取りまとめ、国に報告したいと考えています。そして、今後示される予定の国のガイドラインの内容等も踏まえながら、高校や市町教育委員会を通じ、中学校に部活動指導員導入に向けた考え方について、しっかりとした方針をお示しし、部活動指導員制度の導入に向けて、前向きに検討いただけるよう取り組んでまいりたいと考えています。

(関委員) 議会において普通教室の空調、冷房関係について質問が出ていますが、現状であればこれで特に大きな問題になるとは思っていないのですが、最近、温暖化という懸念があり、将来、平均気温の上昇が起きた時に、28度以上になる可能性がなきにしもあらずということで、そ

うした場合にはどういう対応を検討されているかお聞きしたい。

(高校教育課長) 従来、本県では、普通教室にエアコンを入れる時には、保護者の要望により了解を得て私費で入れております。設置率は上がっており、議会でも公費での取扱いという話がございましたが、引き続き、私費による導入を検討している所でございます。現時点では、現状把握を継続して行ってまいりたいと考えております。

(義務教育課長) 小中学校につきましては、設置者が市町になりますので、市町が実施するところではございますが、松山市におきましては、今年度と来年度の2か年で全部の小中学校にエアコン等を整備するということで進んでいると聞いております。それぞれ財政状況等がございまして、現在小中学校では、扇風機やグリーンカーテン、運動会等の時のミストシャワー等で応急的に対応しているというところでございますが、まずは今、耐震化のほうを各市町に完了するようにお願いするようにしているところでございます。長寿命化対策等々と併せまして、気温がだんだん上がっていく中で各市町のほうでしっかり判断をして適切に対応していただくようお願いしてまいりたいと思います。

(攝津委員) この間あるテレビを見ていましたら、看護師を志していた男の子が試験に受かって、「自分は看護師として病院に入るのではなくて、いじめや不登校の子どもたちを支援する側に回りたい」という話を聞きました。最近、共働きの親が多くて、なかなか家でコミュニケーションが取れていないという現状があり、それではダメではないかということで、いじめや不登校になる前に、自分たち看護師で未然防止ができるのではないかというお話を聞いて、そういう視点もあるんだと思いました。

学校には養護教諭や精神的なカウンセラーの方々もおられると思いますが、特別支援の子どもも増えておりまして、看護師や民間のそういったところとも連携していく必要があるのかなと思いました。

(特別支援教育課長) 様々な現場に看護師をとということでございますが、現状として特別支援学校の場合には、医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するために看護師を配置しているところでございます。これは市町の小中学校におきましても同様に、基本的には医療行為が必要ということでございますので、各市町教育委員会から文部科学省のほうに委託事業として申請を上げることによりまして、看護師を配置できるという行政のしくみでございます。

ただ、基本的にその看護師がカウンセラー的な役割を果たしているところは現状ございませんので、それにつきましては、関係課とも連携を図りながら、もしそういう可能性があるのであれば考えてまいりたいと思います。

(丹下委員) 6月の教育委員会でも質問したのですが、SPH(スーパープロフェッショナルハイスクール)、前回の教育委員会ではいろんな取組をされるということだったのですが、ちょっと気になるのは、水産関

係の専門学科が愛媛県内では宇和島水産高校にしかありませんので、教員の異動がないということです。インターネットで情報を集めることはできますが、研修をしっかりといただけたらと思います。それから、宇和島地域は、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）は宇和島東高校、SGH（スーパーグローバルハイスクール）は宇和島南中等教育学校ということで、この宇和島地区は先進的な取組をされているのですが、そういった成果があれば見に行きたいし、成果を発表する機会があったら御案内いただけたらと思います。

（高校教育課長） まず、宇和島水産高校の教員の研修につきましては、SPHの指定を受けてから、ハワイで開催された「日本ハワイ経済サミット」に、国際交流課とともに参加するなど、様々な研修を既に積んでいるところでございます。これまで、フィッシュガール等の活動で実績をあげたところでもありますので、その辺りは非常に期待をしているところでございます。

また、宇和島市内3校の成果につきましては、「えひめ次世代スーパーハイスクールコンソーシアム」を「ジョブチャレンジU-15（アンダーフィフティーン）事業」の発表会とともに、来年の2月3日土曜日に大々的に開催し、その中で3校が発表をする予定であり、御案内いたしますので、是非よろしくをお願いします。

（教育長） ほか、ございませんでしょうか。

（全委員） はい。

○国指定史跡及び国指定名勝の指定について

（教育長） 国指定史跡及び国指定名勝の指定について、事務局から報告願います。

（文化財専門監） 国指定史跡及び名勝の指定について御報告します。

去る6月16日に開催された国の文化審議会の審議を経て、史跡「伊予遍路道」への追加指定と、「八幡浜街道笠置峠越」の史跡指定のほか、西条市の横峰寺石鎚山遥拝所である「星ヶ森」を名勝指定するよう、文部科学大臣に答申されました。

史跡「伊予遍路道」は、昨年10月に国指定されたところですが、今回、宇和島市の第41番札所付近を「稻荷神社境内及び龍光寺境内」と「仏木寺道」の一部、西条市の第60番札所付近を「横峰寺境内」と「横峰寺道」の一部、四国中央市の65番札所三角寺境内を出た所から同寺奥之院仙龍寺に向かう「三角寺奥之院道」3.8キロメートルなど、往時の札所寺院や遍路道の状態を良くとどめている箇所が追加指定されます。

八幡浜市と西予市とを結ぶ八幡浜街道は、参勤交代で宇和島藩主や九州方面からのお遍路さんが使った道であり、古い道の状態を良くとどめる1.6キロメートルが「八幡浜街道笠置峠越」として新たな史跡に指定されます。

このほか、先に述べました第60番札所「横峰寺境内」の一角を占める

「星ヶ森」が、江戸時代以来の霊峰石鎚山を展望する地点として名勝に指定されます。

今後、官報告示をもってそれぞれ正式に指定され、本県の国指定史跡は16件、国指定名勝は11件となります。

以上で報告を終わります。

(教育長) ただいまの説明について、御意見・御質問等はありませんでしょうか。

(富永委員) 国の史跡と名勝の指定を受けたことは、私は大変いいことだと思っております。特に横峰寺は景観もよく、石鎚からも見えており、双方が見合ったような景観を作っています。前にも申し上げましたとおり、是非とも史跡の指定を受けていただいて、来たる88箇所の世界遺産登録に向けて頑張っていただきたいと考えています。

(文化財専門監) 伊予遍路道は去年の史跡指定を受け、今回答申分を含めても距離も範囲も少ない状況です。札所寺院につきましては、従来、岩屋寺が名勝で指定されておりましたところに、今回、龍光寺境内と横峰寺境内の2箇所が加わりまして、26箇寺中3箇寺ということで、着実に成果を上げているところですが、まだ先は長いので関係市町とともに頑張ってもらいます。

(教育長) ほか、ありませんでしょうか。

(全委員) はい。

○平成29年度愛媛県県立高等学校入学者選抜の結果概要について

(教育長) 平成29年度愛媛県県立高等学校入学者選抜の結果概要について、事務局から報告願います。

(高校教育課長) 平成29年度愛媛県県立高等学校入学者選抜の結果概要について御説明いたします。

本年度の入学者選抜はⅠの1の期日のとおり実施し、志願者・合格者等の状況は、2のとおりとなっております。

これから御説明申し上げます結果概要は、平成29年3月8日、9日に実施した全日制課程の学力検査を受けた7,183人を対象に分析を行ったものであります。

学力検査結果概要の全体的考察の「2 成績概評」にありますように、各教科の平均点は、いずれも5割程度の数値となっており、どの教科も基礎的・基本的事項の定着がみられるなど、中学校における日頃の学習活動の成果をうかがうことができました。

「4 成績概況」の(1)全受検者の平均点を御覧ください。5教科合計の平均点は、250点満点中の53.6パーセントに当たる134.0点であり、過去10年間で6番目となっております。

(2)の各教科別得点相対度数分布については、グラフで示しています。また、各教科の考察も示しております。

この学力検査の結果概要につきましては、各県立高等学校及び公立中

学校にお知らせする予定です。公表の狙いは、中学校・高等学校関係者に対し、生徒の学習状況を適切に評価し、生徒の学習意欲の向上に生かすとともに、指導方法や指導体制の工夫・改善に役立てていただくこと、学力検査結果を的確に分析し、生徒一人一人の個性を生かし、その能力を十分に伸ばすことができるよう、個に応じた指導の充実を図ることに役立てていただくことにあります。

今後、この学力検査の結果を踏まえて、中学校等と高等学校において、生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習を促し、主体的に学習に取り組む態度を養い、「確かな学力」が育成できるよう指導してまいりたいと考えております。

(丹下委員) 昨年度は、英語の得点の分布が、ふたこぶラクダのような形になっていたと思います。今年は、正規分布に近く、ちょっと得点の低い方へ傾いた形となっておりますが、これを上位の方へ傾けていただきたいと思います。最近、中学校の教科書を見る機会がありました。ゆとりからの脱却か、以前のような歯止めが少なくなり、先生の裁量にかなり任されるようになったと思われるのですが、内容が多く、教科書が分厚くなっていました。以前は、平均点30点ぐらいを目指していたと思いますが、今回は5割程度ということで、あまり難しくならないように、中学校の授業を受けていれば塾に行かなくても十分高校入試への対応ができるよう、高校入試は中学校の教育にも大きな影響を与えますので、その辺の配慮をよろしくお願いします。

(高校教育課長) 目標として、正答率56パーセント程度の問題を作成しているのですが、結果として、分布が広く分かれており、個々の学力差がまだかなりあるのかと考えております。今後、小学校、中学校、高校が連携しながら英語教育を進めていく中で、学力の定着が図れればと考えております。

(教育長) ほか、ございませんでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは教育長報告につきましては、以上で終了いたします。続きまして議案審議に移ります。

(義務教育課主幹、義務教育課指導主事、特別支援教育課担当係長が入室)

(4) 議 事

○議案第32号 平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助について

(教育長) 議案第32号平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助について事務局から説明願います。

(義務教育課長) 議案第32号平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助について御説明いたします。

今年度は、平成30年度から使用する小学校教科用図書並びに特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級用一般図書の採択を行うことから、

これらの採択に当たり、県教育委員会が行うべき指導、助言又は援助について、5月2日に愛媛県教科用図書選定審議会に対し諮問いたしました。

審議会では、採択基準を、「1 教育の目的に一致していること」、「2 各教科又は特別の教科の目標に一致していること」、「3 教育的にみて公正であること」、「4 児童又は生徒の実態を考慮すること」、「5 様々な角度から総合的に比較検討すること」の5点とし、選定資料の調査要素については、「1 内容の選択」、「2 内容の程度」、「3 構成・配列」、「4 学習指導への配慮」、「5 造本その他」の5点とされました。

なお、一般図書についても、採択基準・選定資料の調査要素について、小学校教科用図書と同様に、審議・決定されました。

また、調査要素の具体的な観点については、小学校特別の教科道徳・一般図書ごとに審議し、決定されましたが、詳細は資料にありますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

審議決定された調査要素等を受けて、小学校特別の教科道徳については8者66冊すべての教科書を、特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級用一般図書については6冊の、調査研究を行い、その結果に基づき、7月3日に愛媛県義務教育諸学校教科用図書採択基準及び選定資料として答申されました。

選定資料における調査研究結果については、調査を担当した指導主事から具体的に説明いたします。

(義務教育課指導主事) 特別の教科道徳の調査につきましては、「A 内容の選択」、「B 内容の程度」、「C 構成・配列」、「D 学習指導への配慮」、「E 造本その他」の調査要素に基づく具体的な観点に沿って行われました。資料に教科用図書ごとの調査結果を掲載しております。

まず始めに、全ての教科用図書に共通する結果について、まとめて御説明いたします。

どの教科用図書においても、内容は、学習指導要領に示されている「特別の教科 道徳」の目標・内容に照らし、適切なものが選択されております。

また、児童の発達の段階に適応し、生活や経験などに対して配慮されたものになっております。

系統的・発展的に構成されており、本文、資料などの関連は適切なものになっております。

道徳的判断力、心情、実践意欲と態度が育つよう配慮されているとともに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深められるよう配慮されたものになっており、児童が意欲的に学習に取り組めるものになっております。

印刷・製本、表記・表現は適切なものでございます。

その中で、特色があったものについて御説明いたします。

東京書籍につきましては、「出会う・ふれ合う」、「つながる・広がる」のページを設け、他教科との関連を示したり、コミュニケーション活動を促したりしております。

学校図書につきましては、動作化や役割演技など体験的な学習の方法、話し合いのルールや話型が具体的に示されております。

教育出版につきましては、内容項目ごとに教材がまとめて採り上げられております。

光村図書につきましては、児童の興味を引く漫画形式の教材、見開き一枚絵やデータから考える教材が採り上げられております。

日本文教出版につきましては、「見つめよう 生かそう」のコーナーを設け、日常生活を振り返ることができるようにしております。

光文書院につきましては、身近な生活の葛藤場面に関する教材が多く採り上げられております。

学研教育みらいにつきましては、実話や創作による教材、詩や写真から考える教材が採り上げられております。

廣済堂あかつきにつきましては、生命の尊さの指導を重視し、各学年において様々な側面から命について考えることができる教材が採り上げられております。

以上で、「特別の教科 道徳」の調査研究結果についての説明を終わります。

(特別支援教育課長) 続きまして、特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級用一般図書の調査研究結果について、御説明いたします。

一般図書とは、学校教育法附則第9条の規定によりまして、児童の障がいの状態により、文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書の使用が適さない特別な場合に、代わりに教科書として使用する図書です。

知的障がいのある児童が「特別の教科 道徳」で使用する一般図書については、内容の程度が、児童の障がいの程度や発達の段階に適応していると同時に、小学校の学習指導要領に示されている目標・内容に照らし、障がいの特性や他教科との関連等を踏まえながら、重点化、具現化を図って指導するのに適切な図書を選択し、調査研究を行いました。

選定資料における調査研究結果については、担当から具体的に説明いたします。

(特別支援教育課担当係長) 始めに、全ての図書に共通する結果につきまして、御説明いたします。

どの図書においても、日常生活や社会生活の身近な題材を採り上げ、構成や挿絵等を工夫し、具体的、実際的な学習活動が行われるよう配慮されておりました。

また、特別活動等での道徳的体験活動などとの関連を図った指導が行

われるように配慮されておりました。

それでは、それぞれの図書について、総合所見により御説明いたします。

「かばくん・くらしのえほん 1 かばくんのいちにち」は、日常生活で経験する事柄が1日の流れに沿って採り上げられており、日常生活に必要な身近処理をする能力や態度、自分でやろうとする気持ちが育つよう配慮されております。

「子どもの生活 3 マナーをきちんとおぼえよう！」と「子どものマナー図鑑 ふだんの生活のマナー」は、挨拶や言葉遣い、動作などが分かりやすく示されており、きまりを守って行動する態度や他者を思いやる気持ち、善悪を判断する力が育つよう配慮されております。

「子どものマナー図鑑 3 でかけるときのマナー」は、体験活動と関連させ、公共の場や交通機関を利用する際のきまりやマナーの理解、安全に気を付けて行動する能力や態度が育つよう配慮されております。

「スカーリーおじさんの はたらく人たち」は、家の中の仕事や社会で働く人たちの様子が分かりやすく採り上げられており、働くことのよさを知り、みんなのために働くことへの理解を深めることができるよう配慮されております。

「福音館の科学シリーズ 道ばたの四季」は、身近な自然が四季で変化していく物語を楽しみながら、自然に親しみ、動植物に優しい心で接する態度が育つよう配慮されております。

以上で、特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級用一般図書の調査研究結果についての説明を終わります。

(教育長) ただいまの説明について、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(関委員) 全体的にはよくまとめられているのかなと思います。各者それぞれ、採り上げ方にいろいろ差がありましたが、学校や家庭、社会における事例教育を通じて一つの物事を判断する。また、社会との共生や、それに対する事例を学び、自分の行動というものを考えるということでは、それぞれよく考えたものになっていると思います。

ただ、中にはもうちょっとより現代的な、本質的な課題というものに対応するような、例えば防災についてであるとか、最近、災害が多いだけにそういったものに対する取り組み方、考え方というものをしっかりと教えてほしいなと思います。

それから、文字の大きさ、行間も含めて児童が読みやすいということにも配慮をしてほしいです。ちょっと詰まりすぎて読みにくいと感じるものもありました。

また、今回見ていて、分冊方式のものがあつたのですが、分冊の内容もそれぞれ一つの事例を採り上げて話し合うとか、そういう点では大変いいのですが、児童が読む物と分冊の考える方を両方広げてやるという

のは集中できるのかなと、ちょっと心配しました。見た目は大変いいのですが、本当に小学校で習う時にいろんなものを用意しなければならない、それをまた突き合わせなければならない、先生の話の聞きながらそれをということになると、勉強の集中度が散漫になる可能性がないのかなとちょっと心配しました。

各者とも自分自身、他人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりなど、教材の内容と狙いというのは、程度の差は若干あったのですが、分かりやすく表現されていて、教える方も習う方も分かりやすいと思いました。どれがいいかというのは意見としては書かせていただきましたけども、それぞれがしっかり取り組まれたらなという印象を受けました。

(義務教育課長) 文字の大きさであるとか、教科書のサイズも様々でございました。例えばA B判であれば、縦がBで横がA、それから分冊の形態もございます。初めての道德の教科書ということで、各者それぞれ他者と差別化を図るために努力をしているなと感じました。文字のサイズ、紙質、厚みなどにつきましては、検定の基準にございませんので、各者が判断をしているということでございます。

ただ、いずれにしても、国の検定を通った教科書を調査・研究しましたので、特別問題はなかろうかと思えます。この選定資料につきましては、各市町が採択する際の援助として提供するというところでございますので、今回のこの選定資料につきましては、各者の特徴があるところのみを記述させていただいているということでございます。

それから、防災の話がございましたが、道德の教科化につきましては、いじめ、情報モラル等が大きな問題となった中で進んでまいりました。各者とも、いじめ、情報モラルに関する教材につきましては採り上げておりますが、防災等につきましては、詳しくは確認できていません。

(教育長) 防災とか減災の教育については、道德の中で題材として採り上げていきたいと思いますが、道德の授業だけでなく、総合的な学習の時間のところでも配慮していただきたいと思えます。

(攝津委員) 私たちが習った時のものが今でもたくさんありました。私も先ほど関委員さんが言われたように、最近、ノート形式が理科でも社会でも結構多いのですが、道德に関しても上の学年の子どもたちは慣れているからいいかなと思ったんですが、低学年の1年生、2年生に関しましては、授業中にノートも一緒に取るということはなかなかできないのかな、それよりもっと先生の言葉とかそういうところに関心を向かせてあげたほうがいいのかなという思いはしました。

道德に関してなんですが、「はじめてのおつかい」というテレビが大好きで、昨日見ました。その中に、本当にすべての道德の心というのがあるなと思って、涙ながらに見ていたのですが、子どもが料理を作るのにキャベツなどが足りない、「じゃあ、どうしたらいいか」と親が問題を投

げかける、そしたら子どもがそれを課題として、キャベツやネギを買ってこなくちゃいけないと、自分で気付いてそれを実行していく、親が不安もあるけど突っぱねて子どもを押しやる、子どもは泣きながらも、親の期待に応えよう、頑張ろうとする、周りの地域の大人たちは、それに対して援助をしてくれたり、挨拶をしてくれたり、周りから助けてくれたりするのを見たら、本当にこれが道德なんだなと私は思いました。

昨日、先生が子どもに向かってよくない言動をされたというニュースが出ましたが、子どもだけではなく、先生や親も言葉遣いとか心も大切に、子どもたちに伝えていかなければいけないと思いました。

(義務教育課長) 私も「はじめてのおつかい」を見たのですが、道德教育というのは当然学校だけではなくて、家庭、地域でも子どもたちを育ててくれているなということをすごく感じました。特別の教科道德では、評価が必要となります。道德の評価は5段階評価ではなくて、個人内評価で児童生徒の成長の記録を評価します。昨日のテレビでも、お姉ちゃんになったから一人で買い物に行くという場面がありましたが、他人と比較するのではなくて、子ども自身の道德性がどれだけ高まっているかということを評価していくということが言われております。

今、まさしく評価に関する資料を教育委員会が作成しているところでございますが、委員さんからお話いただいたように、道德教育は当然学校教育だけで完結するものではございません。今回の教科書が30年度から使用されて、それを学級担任がどのように使って子どもたちの心情を育てていくか、評価をするということですから、一人一人に対して教師がいかに成長できるように指導していくかということが大切だと思います。

そういう意味で、逆に、どれだけ教師として子どもたちの道德性を育てることができたか、指導と評価の一体化が問われるであろうと思います。これまで愛媛の道德教育については、どの学校も標準授業時数を超えて実施しているという事実がありますので、教科書を使ってじっくり道德教育が展開していけるよう、いろんな機会に指導助言してまいりたいと思います。

(清水委員) 説明していただいた内容は凝縮されていてよくわかったのですが、見せていただいて、より一層道德の時間を充実していかなければいけないと思いました。言語学習の充実というか、自分の考えを基に話し合ったり、書いたりする、そういう活動を充実することで、子どもたちが成長していく、そこに光を当てることが強調されていました。

5月に県内各市町の先生方が集まって、今年度の教育の方向について話し合った時に、子どもたちが自分の考えを広げたり深めたりする対話的な学びを充実させることが授業改善で求められるという話が出ていました。道德の指導の時間でも正にそうだと思います。

子どもたちが言語で学びあったり、あるいは文字言語で振り返ったり

することが、より確かにできるような教科書を使って、教科書を教えるのではなく教科書を使って子どもたちが道徳の授業を進めていけるようになる、正に狙っていることが叶うのではないかと思います。

どの教科書も表紙からストーリー性を持たせて、子どもたちの興味を引くようにすごく工夫されていたと思うのですが、今回特別な教科としての道徳ということになったので、教科書としての扱いをどうしていくかということは、現場の先生方だけではなく、子どもの後ろにいる保護者の皆さんも、今までとは違った形で道徳の授業というものを見るのではないかと思います。

そういった意味で考えると、教科書発行者によっては、すごく丁寧な保護者向けの説明が書かれているものがありました。これはとても大事なことでないかなと思います。先ほど関委員さんが防災についておっしゃいましたが、私が見せていただいた範囲では、1者だけは編集や校閲において防災安全教育についてしっかり見直している足跡が見られたように思います。

もう一つは、特徴的なこととして、道徳のノートに分冊している教科書発行者と、ノートではないですけど読み物と活動というふうに分冊して作っているところがありました。それはより子どもたちが言葉として自分の思いや考えを文字に書いて、それを基に話し合って振り返るといふ、そういう手立てになるんじゃないかと思います。

今までの道徳の時間の指導においても、現場の先生方は子どもたちに自分の思いや願い、それからこうありたいというようなことを何らかの方法で書かせる活動というのは、ほぼ100パーセント授業の中で取り入れていたと思います。そのことがノートとして子どもたちが教科書の中に挟むような形になっているものや、分冊になっているものがありますが、手掛かりとして先生方が使ったり、子どもたちがそこに書いていたりするのにより書きやすいようである反面、そのノートに書くことに振り回されるようになっては元も子もないと思います。

そのノートを見てみたら、ただ枠だけで書かせるようにしているもの、吹き出しのような形、小学校3年生くらいまでマスを作って書きましようというものがありました。子どもは書くのは苦手だけど話すのはすごく得意という子と、話すのは苦手だけど書くのはいっぱい書けるという子が1年生から6年生まで様々です。そういったことになると、その辺りの使い方についても現場の先生方は相当工夫しないといけないと思うので、教科書という形で今後34～35時間の中で使っていくということになると、その辺りも使う先生の力量が問われると思います。

それはどの教科書も一緒だと思うのですが、今回そういうことを、使う先生方、あるいは各市町の皆さんがしっかり自分のものにされて選んでいただくのがいいのではないかと思います。どの教科書発行者もユニバーサルデザインに配慮したり、人権教育とか情報モラルとか、いろ

いろ今求められていることに関して特色ある採り上げ方をしていたと思うのですが、やはり一番のポイントはこれを授業でどう使うか、その先生方の力量にかかっていると思いますので、併せてその辺りを御指導していただくようお願いしたいと思います。また、補助教材として4つの項目に関わる資料だけではなくて、巻末にいろいろ出されているものの中に、特別活動であるとか、生活科であるとか、総合的な学習の時間であるとか、そういう他の教科等に発展させていけるものがたくさん工夫されているのもありました。その辺りもしっかり視点を当てて考えてもらったらいいなと思いました。

(義務教育課長) 新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びが求められています。また、道徳では、考え、議論するというのが言われております。特別の教科道徳では、教科書を教えるのではなくて、教科書で主体的に学ぶ、他と意見を出し合いながら学ぶ、それらを通して深く学ぶということが求められております。

ノート等につきましては、教師の指導力の差が出ないように研修等をしていきたいと思いますが、やはり子どもたちが学期の初めより学期の終わり、学年の初めより学年の終わりにどう成長したかを評価するためには、行動だけではなくて本人が書いたもの等を基にこういうことまで気が付いていろんなことを書くことができた、こういうことを行動で配慮できるようになった等の成長の記録を残しておくことが大切だと思います。当然、委員さんがおっしゃるように、書くことが苦手な子どもであっても、それを言動で判断したり、いずれにしても記録を残していくということがすごく大事だろうと思います。そういう意味で、各教科書発行者がそれぞれ成長の記録が書けるようにということで、道徳ノートを作っております。

いずれにしても、採択等につきましては各採択権者ですることになりますので、それらも十分踏まえた上で、適切な採択がされるものと思っております。

先ほど委員さんに防災のことについて触れていただきましたが、防災も各者によって多少取扱いに差がございます。新潟中越地震や東日本大震災を採り上げているところもあれば、環境教育と防災をある程度合わせたような形で採り上げているところ、自然災害を採り上げているところもございます。先ほど教育長からもありましたように、道徳の時間で完結するのではなくて、総合的な学習、特別活動等と相互に関連しながら道徳教育を進めてまいりたいと思います。

(関委員) ずっと考えていてやっぱり評価が非常に難しい、それから成長の記録という形で問題はないと思うのですが、基本的に最近の傾向としていいか悪いかという二者択一を迫るようなケースが多いため、道徳の中ではそうではなくて、お互いの人格であるとか立場であるとか、それを尊重するということや、権利と義務で、権利ばかり主張するので

はなくて、義務があるということを、先生方は注意して教えてほしいなと思いました。

(義務教育課長) 評価につきましては、初めてのことでございますので、先生方もどうすればいいのかなということで困っている状況だと思います。先ほど申し上げましたとおり、道徳の評価に関する指導資料を今、作成中でございます。各現場において評価がスムーズに行われるようにする予定でございますが、個人内評価で、成長の記録を評価するというところでございますので、そこだけは趣旨を間違えないように、この子がいい、この子は悪いという評価ではなくて、その子どもが発達段階の中でどのように成長したかということをきちんと評価して、それが保護者に伝わるように、また、子ども自身に伝わるように、そんな評価になればいいなと思っています。

(教育長) ほか、ございませんでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それではお諮りします。よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案32号平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助については、原案のとおり可決決定いたしました。

○議案第33号 平成29年度全国学力・学習状況調査の結果公表について

(教育長) 議案第33号平成29年度全国学力・学習状況調査の結果公表について事務局から説明願います。

(義務教育課長) 平成29年度全国学力・学習状況調査結果の公表については、5月の教育委員協議会で御検討いただいたとおり、三つの公表内容を県教育委員会のホームページで公表したいと考えております。

昨年度同意した各市町と県立中等教育学校の平均正答率について、数値及び全国との差を表したものです。国語、算数・数学の状況、2教科の総合となっています。

なお、砥部町と松野町については、一町一中学校のため平均正答率は表示しておりません。

小学校の国語と算数の平均正答率を全国と比較したグラフです。

学習や生活の状況を全国と比較したグラフです。下段は、子どもたちの学習や生活の改善策をまとめたものです。

中学校も同様に作成したいと考えております。

これは、県内全ての小中学校の平均正答率の分布を示したグラフです。

公表資料の内容は、昨年度までと同様でございます。

公表については、現在、県内全市町教育委員会に実施している意向調査を取りまとめた上で、8月下旬に予定されている国の結果公表に合わせて準備を進めてまいりたいと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ただいまの説明について、御意見・御質問等はございませんでしょうか。

(教育長) お諮りします。よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) 全員異議ございませんので、議案第33号平成29年度全国学力・学習状況調査の結果公表については、原案のとおり可決決定いたしました。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いします。

(義務教育課主幹、義務教育課指導主事、特別支援教育課担当係長が退室)

○議案第34号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

(教育長) 議案説明を求める。

(生涯学習課長) 愛媛県社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法に基づき委員を委嘱する旨説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第35号 愛媛県立図書館協議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(生涯学習課長) 愛媛県立図書館協議会委員の任期満了に伴い、愛媛県立図書館協議会設置条例に基づき委員を任命する旨説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第36号 愛媛県総合科学博物館協議会委員の任命について

(教育長) 議案説明を求める。

(生涯学習課長) 愛媛県総合科学博物館協議会委員である新居浜市教育委員会委員の交代に伴い、その後任の委員を博物館法第21条の規定により任命する旨説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第37号 教職員の報賞について

(教育長) 議案説明を求める。

(義務教育課長) 愛媛県教職員報賞規程第4条の規定により、永年勤続し勤務成績良好な教職員を報賞する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第38号 教職員の報賞について

(教育長) 議案説明を求める。

(義務教育課長) 愛媛県教職員報賞規程第4条の規定により、永年勤続し勤務成績良好な教職員を報賞する原案を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(5) その他

○平成29年度学校給食文部科学大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(保健体育課長) 平成29年度学校給食文部科学大臣表彰について被表彰候補学校(1校)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉会(午後3時48分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会7月定例会を閉会いたします。